慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	グローバリゼーションの時空間とエスニック・マイノリティ向け社会政策 : 「多文化主義と空間」研究に向けた試論
Sub Title	The space-time of globalization and social policies for ethnic minorities : towards the study of "multiculturalism and space"
Author	塩原, 良和(Shiobara, Yoshikazu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.2 (2016. 2) ,p.163- 187
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関根政美教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160228-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グローバリゼーションの時空間とエスニック・マイノリティ向け社会政策

――「多文化主義と空間」研究に向けた試論――

塩原良和

1 「時間短縮＝効率化」と他者（と）の承認／共生
2 「ゆとり」と「居場所」
3 社会政策とコミュニティ
4 差異化されたシティズンシップと公定多文化主義
5 「権利ベース」の規範と「経済ベース」の論理
6 ネオリベラルな「改革」とその時空間的帰結
7 ふたつの「例外状況」と「超市民」「非市民」「半市民」
8 場所を取り戻す

1 「時間短縮＝効率化」と他者（と）の承認／共生

資本主義体制においては、財やサービスの生産をより短い時間で行うという意味での効率性が重視される。それは一九八〇年代以降の情報・通信技術の発展と金融市場のグローバリゼーション[1]によって加速し、国民経済のグローバル経済への従属化が進んだ。それとともに、グローバル市場の変化になるべく早く反応することが国家や社会の意思決定過程に求められるようになり、ジョン・アーリのいう「瞬間的時間」（「コンピュータ・タイム」）、すなわちグローバル化された市場における情報や社会関係の同時性と、それに伴うメタファーとしての同時性（＝労働・消費・生活の場面における一時性、不安定性、短命性）の感覚が支配的となった[2]。そして国民社会のあらゆる場面において、際限のない時間短縮＝効率化への競争が顕在化した[3]。この時間的経験の変容は、人々の空間／場所[4]をめぐる経験にも大きな影響を与える。人々にとって場所がもつ意味は、その人がそこでどのような時間を経験するかと密接に関係するからだ。

一方、グローバリゼーションによる越境的な人の移動の活性化は、物理的・心理的な境界線を越えてくるエスニック・マイノリティをどのように承認し、彼・彼女たちと共生するのかという問いを重要なものにした。一九七〇年代に台頭した多文化主義はそのひとつの応答であったが、近年ではその限界が指摘され、自由民主主義的規範の共有と国民的秩序の堅持を強調するリベラル・ナショナリズムや、異文化間対話の促進を重視するインターカルチュラリズム[5]、コスモポリタニズムの現代的再解釈などが提案されている[6]。だがグローバリゼーションの時代における「他者（と）の承認／共生」を模索するこうした試みで、グローバリゼーションがもたらす時間短縮＝効率化の影響が考慮されることは少ない。

そもそもエスニック・マイノリティ（と）の承認／共生とは、彼・彼女たちとマジョリティ国民が特定の場所

を共有する空間的経験である。それゆえ、そのような空間的経験に大きな影響を及ぼす時間短縮＝効率化の経験が、グローバリゼーションの時代における国民国家のマジョリティ－マイノリティ関係分析[7]の説明変数に含まれなければならない。本論文で試みられるのは、そのための理論的整理である。ただしマジョリティ国民とエスニック・マイノリティの関係のあり方は日常実践のレベルでは多様であり、容易に一般化できない。そこで本論文では、高度資本主義／自由民主主義国家において展開されるエスニック・マイノリティに対する社会政策が時間短縮＝効率化していく際に生じる影響に焦点を当てる。こうした国家において、社会政策は時間短縮＝効率化の論理を人々の日常に浸透させるインターフェースとしての側面を強める。本論文ではそれを理論的考察の対象とすることで、時間短縮＝効率化の社会的潮流がエスニック・マイノリティ（と）の承認／共生に及ぼす影響に関する一連の命題を提示する。

なお本論文は、筆者が進めているオーストラリアのエスニック・マイノリティ向け社会政策分析（「多文化主義と空間」研究）のための理論的枠組みの構築を意図している。それゆえ本論文で示される命題群の実証的検証は別稿にて行われる予定であることをあらかじめ断っておく。

2　「ゆとり」と「居場所」

グローバリゼーションの時代といえども、人間が時間短縮＝効率化を目指した変化に「直結（ダイレクトリンク）」するわけではない。現在の科学技術の水準では人間の行為する速度には限界があり、時間短縮＝効率化の要請に際限なく適応はできない。また人間の身体は、存在するための場所を必ず必要とする。確かに近代社会において人々の経験は特定の場所から切り離され、国民国家を前提とした空間的枠組みに再編成された[8]。にもかか

わらず人間は身体を持つ限り、特定の場所との関わりのなかで自らの人生の持続、あるいは記憶や経験としての「生きられる時間（カイロス的時間）」、すなわち「時計がいつを指し示そうともいまが然るべき時である」という時間観念を持ち続ける。[9] アーリは、個人にとってのカイロス的時間がその場所に堆積してきた歴史や記憶としての「氷河の時間」と結びつくとき、瞬間的時間がもたらす人々の過去や場所とのつながりの分断に抵抗する契機が生じるという。[10] この抵抗とは、効率性に左右されずに自分自身の時間のあり方に関する自律性[11]を維持すること、簡単にいえば「ゆとり」をもって生きることである。そして人々がゆとりをもつためには、それを可能にする場所が必要である。そこは自分が存在し、そこで営まれる人間関係に参加することを承認されている場所、簡単にいえば「居場所」である。

ナンシー・フレイザーは承認を個人の自己実現の問題として扱う哲学的潮流に対して、彼女自身の議論を承認を社会的地位の問題として扱うものと位置づけた。[12] その区別にならえば、個人が承認される場所としての居場所にはふたつのとらえ方がありうる。第一に、その場を共有する人々が他者の人間としての尊厳を心理的に配慮（ケア）しあうことで、主体的で歪みのないアイデンティティ形成（自己実現）が可能になるのが居場所であるという見方である。これは、「居たい（居たくなる）場所」としての居場所である。第二に、個人がその場を共有する他者と対等な立場で、そこで営まれる人間関係や意思決定に参加することが認められている（あるいは、そうする権利が保障されている）のが居場所であるという見方である。これは、「居てもよい（居る権利がある）場所」としての居場所であり、フレイザーのいう「参加の平等」が保障された場所である。ここでいう参加の平等とは、ある場所を共有する人々すべてに「相互に仲間として交渉することを許可するような社会的取り決め」があり、以下のふたつの条件が満たされていることである。すなわち第一に、居場所を共有する人々のあいだでの発言する権利や能力に不平等をもたらすような経済的格差が是正されること、第二に、特定の属性をもつ人々の人間と

しての尊厳を軽視したり蔑視するような文化的価値観が取り除かれること、つまり「すべての参加者に対して等しい尊敬」が表現されることである。[13]

その場所が「居てもよい場所」として成立していない限り、「居たい場所」にはならない。しかしお互いの人間性に対するケアがまったく存在しなければ、参加の平等は実質的に維持できない。つまりある人にとっての「居てもよい場所」は、ある程度までは「居たい場所」でもなければならない。したがって、そこが居場所になるためには参加の平等（「居てもよい」）と相互の心理的配慮（「居たい」）の両方が必要である。

また、参加はその場所のあり方を決める政治的討議への参画という意味に限定されるべきではないし、ケアも他者の心理的状況に対する積極的な介入という意味に限定されるべきではない。積極的に意思表示しなくても、他人と積極的に関わらずに独りで片隅にいたとしても、そこが「居心地がよい」から居続ける人はいるからだ。この「居心地のよさ」を生み出すものが、人々の自らの生きる時間に対する自律性（ゆとり）である。ゆとりがあるから他者をケアでき、参加の平等が維持される。それが今度は、人々がゆとりをもって行動するのを可能にする。居場所とはゆとりによって支えられ、ゆとりを可能にする「居てもよい／居たい／居心地のよい」場所なのである。

3　社会政策とコミュニティ

個人の時空間的な自律性（ゆとりと居場所）は、資本主義が追求する時間短縮＝効率化によって絶えず脅かされてきた。それに対して、高度資本主義／自由民主主義国家においてそれらを守る主要な役割を果たしてきたのが市民の社会的包摂を目指す福祉国家的な社会政策と、住民の結束を維持するコミュニティという、ふたつの社

会的装置であった。

福祉国家的な社会政策は、人々が特定の領土に帰属している事実に基づいて権利や義務を付与するという、領域的なシティズンシップの発想に基づいている。[14] 一八世紀後半の西欧における国民国家理念の成立とともに、シティズンシップはナショナリティの概念と結びつき世界中に拡大した。[15] T・H・マーシャルが整理したように、西欧における権利としてのシティズンシップは一八世紀にその市民的要素、一九世紀に政治的要素が発展し、二〇世紀前半には社会的シティズンシップ、すなわち「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利」という理念の影響力が強まった。[16] 社会的シティズンシップは階級間の不平等の存在を伴う資本主義システムを前提としたうえで、過度の困窮に陥る人々を減少させる役割を果たしたが、そこから次第にさらなる社会的平等への要求が生み出された。[17] こうして第二次世界大戦後の西欧において福祉国家という規範・目標が強い正当性を獲得し、規制と給付をともなう社会政策が整備された。[18]

G・エスピン-アンデルセンが主張したように、福祉国家（福祉レジーム）はその国家の社会福祉政策がもつ「脱商品化」効果（国家における人々の福祉へのニーズと分配がどの程度まで市場から独立して行われているか）の程度や特徴によって類型化される。[19] 社会的シティズンシップによって労働力の脱商品化が十分に進行した福祉国家では、社会サービスが権利とされ、人々が労働市場で自らの労働を切り売りすることなく生存する余地が増大する。そのため人々は病気や怪我、再訓練、育児や介護など、必要な時に一定の時間、労働から離れて生計を維持することが可能になる。[20] つまり労働力の脱商品化の増大とは、資本主義労働市場からの人々の時間的自律性（ゆとり）の増大にほかならない。したがって社会的シティズンシップの理念を具体化する社会政策は、人々にゆとりをもたらす社会的装置として機能する。

いっぽう、近代国家におけるコミュニティは単なる前近代的伝統の残存ではなく、人々が取り結ぶ社会的関係の重要な基盤を担ってきた。[21] ジェラード・デランティは近現代のコミュニティの核心を、討議的コミュニケーションによって構築される人的ネットワークと帰属感覚に求める。[22] ただし近代のある段階までは、コミュニティを成立させるコミュニケーションは主に対面的なものであり、それによって成立するネットワークの多くは特定の場所に根ざした比較的狭い範囲に限定されていた。この「密度の濃い」ネットワークは「結束型」の社会関係資本[23]としてのさまざまな相互扶助を提供した。さらにニコラス・ローズによれば、福祉国家体制においてコミュニティは行政によって制度化され、専門職としてのコミュニティ・ワークを通じて人々の日常生活における保健衛生、医療、治安、教育などの諸問題を解決することで社会的シティズンシップを提供する手段として機能した。[24]

しかし今日、労働や消費のあり方の変容と技術革新により、多くのコミュニティは場所的な近接性や対面性を前提としなくなっている。特定の場所に根ざさない非対面的なコミュニティが、結束的な社会関係資本を単独で生み出す可能性は低い。しかしそれは人々に帰属感覚をもたらし、既存のコミュニティのネットワークを活性化させる。[25] そして多くの人々の比較的弱いつながりを迅速にネットワーク化し、「橋渡し型」の社会関係資本を提供する。[26]

4　差異化されたシティズンシップと公定多文化主義

社会政策とコミュニティは、第二次世界大戦後の先進諸国におけるエスニック・マイノリティの権利承認をめぐる動向とも関係している。一九六〇年代以降の先進諸国での移民・少数・先住民族・人種集団による主流国民社会に対する異議申し立て運動の過程で、差別や不公正に対処するための相互扶助のネットワークや抗議活動の

資源として、広義の「エスニック・コミュニティ」が制度化されていった。[27] こうしたエスニック・マイノリティの運動は、主流国民文化からの文化的差異の承認とアイデンティティの自己決定を求める。それはマジョリティ国民の側からは、国民社会を分裂させる脅威にみえることがある。しかしウィル・キムリッカが述べるように、主流社会への統合を徹底的に拒絶するエスニック・マイノリティ運動は先進諸国では少ない。とりわけ移民や難民による権利主張の大半は、差別や不平等の是正による主流社会における公正なシティズンシップを求める運動である。[28]

下層労働者や貧困層、あるいは女性や障がい者といった他の社会的マイノリティと同様、エスニック・マイノリティの公民的・政治的権利の確立は富裕層・中間層の健常者男性に比べて遅れた。[29] 今日でも、実質的な権利保障が十分ではないこともある。いっぽう社会的権利に関しては、エスニック・マイノリティの文化的差異についての特別な配慮が焦点となる。フレイザーが主張するように、こうした人々の多くは国民形成過程において自らの文化やアイデンティティに対する尊厳を奪われ、経済社会的に不利な立場に置かれてきた。そのような状況は、文化・アイデンティティにおける尊厳と承認の剥奪によって正当化され再生産されてきた。それゆえエスニック・マイノリティに対する公正な経済・社会的資源の再配分と、彼・彼女たちの文化やアイデンティティの適切な承認・尊重に同時に取り組む必要がある。[30] したがって経済・社会的な公正さのみを重視する従来の社会的シティズンシップだけでは、エスニック・マイノリティを公正に社会的包摂できない。

こうして一九八〇年代以降の先進諸国で、エスニック・マイノリティの民族的アイデンティティの自己決定や文化的差異の承認を社会的シティズンシップの前提として保障する動きが生まれた。それは彼・彼女たちが国民国家のなかでマイノリティとなった歴史的経緯に配慮した、集団ごとに差異化されたシティズンシップの承認を意味した。[31] そして、それを個人としての自由や権利の保障を基本とするリベラリズムの政治制度といかに両立さ

せるかが自由民主主義国家の課題となった。[32] もちろん、エスニック・マイノリティによる自己決定や文化的承認の要求が政府によって全面的に受け入れられるとは限らない。しかし人権理念や文化相対主義の浸透により、自由民主主義国家において文化的差異の承認への要求を政府が全面的に拒絶することも困難になった。その結果、一部の先進諸国では運動側と政府の間の一定の妥協を経て、エスニック・マイノリティの自己決定や差異の承認という理念が「公定多文化主義」として制度化された。[33]

移民・難民に対する公定多文化主義は、彼・彼女たちを国民社会に公正に統合するためのさまざまな施策を展開する。キムリッカはそれを以下のように列挙する。すなわち、①積極的差別是正措置、②議会での移民集団への一定の議席の確保、③移民集団の歴史的・文化的貢献を再評価する歴史・国語教育、④移民集団の宗教上の祝日に配慮した勤務体系の見直し、⑤移民集団の信仰に配慮した服装規定の見直し、⑥反人種差別教育プログラムの採用、⑦職場や学校での反差別規定の採用、⑧警察や医療現場における文化的多様性を学ぶ研修の義務化、⑨メディアにおける民族的偏見の規制、⑩各民族集団の文化的行事や学問研究への公的助成、⑪成人移民への公用語教育の機会の提供、および一部公共サービスの移民の母語による提供、⑫移民の子どもたちへの二言語教育の提供、あるいは公用語での中高等教育に向けた移行措置としての、一部の初等教育段階における母語教育の導入である。[34] これらの政策のうち社会的シティズンシップに関わるものを、福祉国家体制を前提とした民族・文化的差異の承認を伴うエスニック・マイノリティの公正な社会統合を目指す政策群としての「福祉多文化主義」と呼ぶことができる。この福祉多文化主義のもとでは、エスニック・コミュニティの制度化された文化的・人的凝集性が支援施策の資源として活用される。[35]

いっぽう先住民族の置かれている状況は移民・難民や外国人住民のそれとは異なり、マジョリティ国民による征服と植民地化の歴史に由来する。そのため先住民族による差異化されたシティズンシップの要求は、土地権や

先住権の回復要求をしばしば伴う。先住民族の自己決定の回復のためには、自らのアイデンティティの拠り所としての、あるいは抵抗運動や集団としての結束を強める象徴資本としての、そして社会関係資本の結節点としての、祖先の土地への権利回復が重要となるのである。

5 「権利ベース」の規範と「経済ベース」の論理

多くの先進諸国において、エスニック・マイノリティの文化的差異の承認とアイデンティティの自己決定の権利は、それが自由民主主義と両立する限りにおいて認められる。こうした共通規範をウィル・キムリッカは「リベラルな多文化主義」と呼ぶ。リベラルな多文化主義はリベラル・ナショナリズムとともに「リベラルな文化主義」を構成する[36]。それは自由民主主義体制の維持を前提とした上で、文化的差異の公正な承認のためのエスニック・マイノリティの権利保障とナショナルなシティズンシップの両立を目指す[37]。その意味で、それはエスニック・マイノリティの権利獲得の重要性を強調する「権利ベース」の規範である。

ただし多くの国家において、公定多文化主義はこの規範を実現するためだけに政府やマジョリティ国民によって導入されたわけではない。実のところ、多文化主義は望ましい規範だからということ以上に、その国家の経済的「国益」を追求する手段として正当化されることが多い。これは公定多文化主義の「経済ベース」の正当化の論理である。

他者（と）の承認／共生という規範に関心のない人々でも、経済的「国益」に適うと説得されれば公定多文化主義を比較的受け入れやすい。それゆえ社会的公正の実現のための規範として多文化主義を支持している人も、経済ベースの正当化の論理を、公定多文化主義を社会的に定着させる戦略として了承しがちである。にもかかわ

らず、この論理はマジョリティ・ナショナリズムの優位性を前提としている。その前提に立てば、リベラルな多文化主義がエスニック・マイノリティの「公正な」統合を目指す理念であるといっても、何が「公正な」のかを決めるのは結局のところマジョリティ国民の意思を反映した世論と政府である。[38] それゆえ経済ベースの論理によってのみ正当化される限り、公定多文化主義によるエスニック・マイノリティの権利承認はその国家のマジョリティ国民の優位性を揺るがさない範囲に留まり、マジョリティの既得権益を保障する社会構造や制度を変革してまでマイノリティとの対等な関係が目指されることはない。[39]

ただし、公定多文化主義がマジョリティ性の優位を顕在化して経済ベースの論理を全面的に推進することは、エスニック・マイノリティの自己決定の保障と差異の承認という権利ベースの規範によって抑制されてきた。このバランスが保たれることによって、公定多文化主義の福祉多文化主義としての展開が可能になった。それを大きく変化させることになったのが、一九九〇年代以降のネオリベラリズムの世界的な影響力拡大と福祉国家理念の正当性の低下であった。

6　ネオリベラルな「改革」とその時空間的帰結

6―1　福祉国家の退潮とネオリベラルな規律化

先進諸国における二〇世紀の工業化は、部品の規格化と流れ作業というフォード主義的な生産システムによって可能になったが、それを支えていたのはフレデリック・テイラーが提唱した、労働者の作業を効率性や所用時間の観点から綿密に統制する科学的管理法（テイラー主義）であった。こうして実現した大量生産・大量消費社会が、企業や個人からの税収をもとに社会福祉サービスを展開する福祉国家の成立の基盤となった。やがて脱工

業社会の段階になると時間管理の追求はサービス業にも波及し、消費者が満足するためにもっとも効率的な製品やサービスを、マニュアル化・機械化によって徹底的に効率化された労働工程によって大量生産する「マクドナルド化」が進展した。[40]

しかしグローバリゼーションの進展により、フォード主義的な大量生産・大量消費のあり方に支えられた福祉国家は動揺する。武川正吾によれば、男性の賃金労働者の完全雇用によって得られた財源によって社会保障を維持することを目指したケインズ型福祉国家は、こうした制度を国家政府が管理できるという前提、とりわけ資本や労働の移動を国民国家が管理可能であるという前提によって担保されていた。[41] しかしグローバリゼーションによってこうした前提はゆらぎ、さらにネオリベラリズム／グローバリズム[42]の影響力が高まると、各国政府は資本の国外逃避や産業の空洞化を避けるために法人税率の引き下げ、企業が負担する社会保障費の削減、それに伴う公共支出の削減を進めざるを得なくなる。また労働者や消費者保護、国内産業の保護、過当競争の抑制等の名目で実施されてきた様々な規制が、市場原理を妨げるという理由で緩和・撤廃される。このようにして福祉国家は「グローバリズムの社会政策」と武川が呼ぶ方向への再編圧力にさらされる。[43]

フォード主義と福祉国家の時代、個人は内的な自己統制能力のある自発的な主体として規律化された。[44] しかしミシェル・フーコーによれば、ネオリベラリズムは社会の内部に、「企業」という統治のあり方を普及させることで個人を「企業家」としての「ホモ・エコノミクス」へと再構成する。[45] こうしてアイファ・オングのいう「規律、効率、競争という市場原理に応じて自己を管理するよう誘導する、自由な個人の統治を導く概念」としてのネオリベラルな合理性が、人々の行為を拘束する。[46] そこにおいて個人は、自らが行った市場における選択の結果を引き受けることを強いられる。[47] そのために、個人の責任において必要な人的資本を身に付けることが目指される。こうして日常や労働の場で、市場の動きに「スピード感」をもって対応するために「時間短縮＝効率化」を

「自己責任」によって遂行すべし、というネオリベラルな統治性のもとに人々は規律化される。

またグローバルな瞬間的時間の感覚が影響力を高めるにつれて、労働者の作業工程を時間的に細分化して管理したり、マニュアルによって硬直化させたりするテイラー主義的な規律化の有効性は次第に限定的なものになり、非効率的だとすらみなされるようになる。また長期的な展望や計画に基づいた行動が次第に意味をなさなくなり、瞬間的時間の感覚に適応して、その時々の状況に「ジャスト・イン・タイム」で適応できる「柔軟化（フレキシビリゼーション）」が重視されるようになる。[48]

6―2 「コミュニティを通じた統治」と「非-居場所化」

ネオリベラリズム／グローバリズムが促すこうした規律化は、他者との関係性のなかで意識され、促される。ある人が自らを「柔軟である」とか「スピード感がある」と感じたり、もっとそうならなければならないという焦りに駆り立てられるのは、他者との直接的／間接的な比較によってだからである。しかし人々の時空間的な自律性（ゆとりと居場所）が十分に維持されていれば、人々の焦りは緩和されうる。それゆえネオリベラルな改革を志向する勢力は、人々からゆとりと居場所を奪うことでさらなる時間短縮＝効率化へと急き立てる。その結果、社会政策とともに、加速する資本主義から人々の時間・空間的自律性を維持する重要な社会的装置であったコミュニティも、ネオリベラルな「改革」の対象となる。

ネオリベラルな「改革」によるコミュニティへの介入には、ふたつのあり方が想定される。ひとつは、人々にネオリベラルな統治性を浸透させる手段としてコミュニティを活用することである。先述のように、福祉国家におけるコミュニティは行政による社会的シティズンシップ保障の手段として制度化されていた。ローズが指摘するように、この制度化されたコミュニティはネオリベラリズムの台頭とともに民営化され、その多くが非営利組

織によって担われるようになった。[49] それはいまや、人々がネオリベラルな統治性に基づいて自己管理を行い、市場における自らの価値を高める能力開発の努力を惜しまないように動機づけるために活用される。これをローズは「コミュニティを通じた統治」と名付けた。[50]

第二の介入のあり方は、「居場所」としてのコミュニティを物理的・実質的に消滅させることである。たとえば都市におけるジェントリフィケーションによって、低所得者層や貧困層が排除される場合がこれにあたる。グローバル資本主義の発展とともに、こうした再開発は海外からの企業や投資を誘致するためのインフラ整備、あるいは高度人材や富裕層の外国人を受け入れるための快適な居住・職場環境の整備のために実施されるという側面を強めている。[51] アイファ・オングが示唆するように、ネオリベラリズムが台頭する国家において、こうした再開発はしばしば「特区」という、国家内の他の地域とは異なる空間統制を伴う。[52]

またニール・スミスによれば、経済状況の悪化によってジェントリフィケーションが沈静化すると、都市が衰退することへの憂慮が高まる。そして、低所得者層や貧困層が都市の公共空間や公共サービスの恩恵を不当に享受しているという反発がミドルクラスのあいだで生じる。その結果、低所得者層や貧困層を積極的に都市から排除する政策が支持される。このような状況をスミスは「報復都市」と呼んだ。[53] ジグムント・バウマンが論じるように、こうした傾向がさらに強まると、ミドルクラスや富裕層は外部から遮断された「ゲーテッド・コミュニティ」に引きこもるようになり、「ゲットー」に住まわざるを得ない低所得者層・貧困層とのあいだで分断が深まる。[54] ミドルクラス・富裕層が自らの安全と自立を要求して公共空間から撤退するいっぽうで、低所得者層・貧困層は放置・排除されるのである。

6―3　ネオリベラルな「場所（コミュニティ）ベース」のアプローチ

こうしたネオリベラルな「改革」は、積極的に支持されるとは限らない。むしろ多くの人々は、「改革」によって自分たちのゆとりや居場所が失われることに気づいている。にもかかわらずこの「改革」が支持されるのは、それがグローバリゼーションの時代において国民経済が生き残るために政府にとって実施可能な唯一の選択肢であるとされるからである。「改革」が人々のゆとりと居場所を奪うとわかっていても「他に選択肢はない」とされる限り、人々に許されるのはその「痛みに耐える」ことだけである。こうしてガッサン・ハージが指摘するように、ネオリベラリズムが支配的な社会においては「（痛みに）耐えてしのぎきること」が美徳とされる。[55]

こうした風潮は、エスニック・マイノリティ向け社会政策に対するマジョリティ国民の反発を高める。エスニック・マイノリティ向け社会政策は特定の集団（マイノリティ）に対する行政支出であるため、その対象とならないマジョリティ国民からの「わたしたちの税金が特定の人々の権益（「特権」「利権」）となっている」という福祉ショーヴィニズムによる非難にさらされやすいからである。[56] それに加えて、社会的弱者ないし人口的少数派としてのマイノリティの置かれた実情はマジョリティ国民には伝わりにくく、民主主義的な意思決定過程に十分に反映されないことが多い。さらに反人種主義や多文化主義に同意する政治勢力にも、コスト削減や規制緩和といった理由でエスニック・マイノリティ向け社会政策の縮小が支持されることがある。

こうしてネオリベラリズム／グローバリズムの影響力が強まった国民社会では、エスニック・マイノリティ向け社会政策の「改革」が進行する。そしてエスニック・マイノリティの公正な社会統合を目指した社会政策の手段であったエスニック・コミュニティは、時間短縮＝効率化というネオリベラルな統治性の貫徹のための手段となる。本論文ではこれを、エスニック・マイノリティ向け社会政策におけるネオリベラルな「場所（コミュニティ）ベース」のアプローチと呼ぶことにする。このアプローチでは、「コミュニティを通じた統治」が積極的に展開される。さらにエスニック・マイノリティの立場の弱さのゆえに、時間短縮＝効率化を極端に推し進める

施策が行われがちになる。その結果、彼・彼女たちのコミュニティの「非‐居場所化」が顕在化し、その物理的な解体・移転すら検討の対象になる。[57]

7　ふたつの「例外状況」と「超市民」「非市民」「半市民」

エスニック・マイノリティ向け社会政策におけるネオリベラルな「場所（コミュニティ）ベース」のアプローチが、主流社会全般への政策に比べて極端なものになりやすいということは、その対象となる場所（コミュニティ）が当該国家内の他の場所にはない政策・制度・シティズンシップのあり方をもつ「例外状況」となることを意味する。そのような例外状況は、典型的には以下のふたつのあり方で出現する。

第一に、「高度人材」「技術移民」「グローバル・エリート」などと呼ばれる「（政府や企業にとって）望ましい」とされる「グローバル・マルチカルチュラル・ミドルクラス（GMMC）」[58]を導入する目的で出現する例外化である。これは「特区」制度のように、国外からの資本・技術・人材の導入によってグローバル市場での競争力を向上させるための規制緩和を伴う「地域限定」の空間として設定される。[59]これをアイファ・オングは「ネオリベラルな例外化（例外としての新自由主義）」と呼ぶ。[60]そこにおける例外的配慮はビジネス環境だけではなく居住・生活環境全般に及び、GMMCが快適に生活できる地域環境が整備される。

こうした例外化は、ネオリベラリズム／グローバリズムが影響力を強める国民社会におけるシティズンシップのあり方を変容させる。ローズはネオリベラリズムに親和的なシティズンシップ観を、個人が自己責任のもとに自己研鑽・自己投資に努めて企業活動に積極的に参加することを前提とする「アクティブなシティズンシップ」と表現した。[61]こうした見方は、個人はある特定の領域（国家）に帰属することで権利を付与され義務を負う市民

になる、という従来の領域的なシティズンシップ観から遊離している。[62] ネオリベラリズムを推進する政府や企業にとって望ましい人々は、どんな国籍や文化であろうと、ときには自国籍保持者をさしおいてまで歓待され特権を得る、アン・マックネヴィンのいう「ネオリベラルな市民」[63]になるのである。オングもまた、移民が投資や仕事や家族を移住させるといった手段によって、さまざまな国民国家のなかから負担を回避し利益を最大化できる国家を選んで一時的に帰属するというあり方を「フレクシブルなシティズンシップ」と呼んだ。[64]

こうした「市民」のあり方は、従来のシティズンシップが依拠していた領域性を超越しているという意味で「超市民」と呼べるかもしれない。超市民としてのGMMCは、政府からさまざまな優遇措置を得る。しかしその国の国籍を取得しない限り、彼・彼女たちは自らの生活を自己責任で全うするように求められる。それを受け入れるからこそ、彼・彼女たちは領域的なシティズンシップに基づいて市民に課せられた義務を一部免除される。たとえば社会的シティズンシップの前提である納税の義務においても、優遇・租税軽減措置が適応される場合もある。[65]

なおネオリベラルな「特区」でのGMMCの快適なビジネス・生活環境を維持するために「必要とされる」半熟練／下層サービス業に従事する移住労働者は、高度に管理された出入国管理制度の枠組みに基づき導入される。こうした労働者には、その国の水準よりも不安定な雇用条件が「規制緩和」の名の下に「例外的に」適用されることも少なくない。その場合、これらの人々は後述する「半市民」となる。

ネオリベラルな「場所（コミュニティ）ベース」のアプローチがつくりだす第二の「例外」は、「望ましい／必要とされる」移民の導入と表裏一体となって発生する。すなわち政府や企業にとって「望ましくない」とされた人々が領域的なシティズンシップの例外として、物理的・社会的に排除ないし放置されるのである。これはしばしばジョルジョ・アガンベンの議論[66]を援用して分析される、非正規滞在者や庇護申請者の境遇に顕著に現れる。

非正規滞在者や庇護申請者は、国家にとって管理が困難な人々であるがゆえに問題視される。その結果、その流入を抑止するために彼・彼女たちをあえて非合法化する方針が誇示される。こうして彼・彼女たちは「非市民」となり、領域的シティズンシップが適用されない空間に排除されるか、地域社会において法的庇護を十分に受けられないまま放置される。[67]

なお「国民」としての領域的シティズンシップを形式的には有している少数・先住民族も、継続するレイシズムや経済的従属の影響で実質的なシティズンシップを保障されない場合がある。またエスニックな出自のいかんを問わず、貧困層の自律性を制限する社会政策が採用される傾向もみられる。[68] こうした人々は二級市民、すなわち十全なシティズンシップをもつ資質に欠ける「半市民」として扱われる。[69]

このように、ネオリベラルな「場所（コミュニティ）ベース」のアプローチは、従来の社会政策の前提となっている領域的シティズンシップ概念を、超市民、半市民、非市民へと分解していく。そしてそれはエスニック・マイノリティのみに限定される「例外」ではない。エスニック・マイノリティ向け社会政策にはしばしば、ネオリベラルな例外状態をその社会のなかに普及させ「常態化」させるための「社会実験」としての意味合いが込められるからだ。ハージが述べるように、かつての「社会実験」は、やがて社会全体の前提条件となりうる。[70] エスニック・マイノリティ向け社会政策におけるネオリベラルな「場所（コミュニティ）ベース」のアプローチの台頭は、ネオリベラリズムが台頭する国家における人々の帰属のあり方の変容の兆候だとみなされるべきである。

8　場所を取り戻す

本論文での理論的考察は、以下のような命題群にまとめられる。①ネオリベリズム／グローバリズムの影響を

受けた「改革」は、エスニック・マイノリティ向け社会政策を弱体化させる。②さらにネオリベラルな「場所（コミュニティ）ベース」のアプローチは、エスニック・コミュニティをそうした「改革」の手段へと変えてしまう。その結果、人々の時空間的自律性（ゆとりと居場所）を確保するための社会的装置としての社会政策とコミュニティが、公定多文化主義のなかでその機能を低下させる。③こうした「改革」はエスニック・マイノリティだけの「例外状況」にとどまらず、「社会実験」という仕掛けを通じて国民社会全体へと常態化していく。④それは、国民国家の領域的シティズンシップ概念の変質という重要な社会的帰結をもたらす。こうした命題群を実証的・理論的に検証していくことで、エスニック・マイノリティ向け社会政策／公定多文化主義研究の空間論的転回が構想可能となる。本論文は、そのほんの糸口を提供したに過ぎない。

こうした研究を進めていくうえで、ネオリベラリズム／グローバリズムによる人々のゆとりと居場所の喪失というストーリーに対するオルタナティブを描く試みは重要である。だが、現代世界が直面するこの大きな課題に答えることは、筆者の能力を超える。ここでは、場所を手段として人々に介入しようとするネオリベラルな「改革」に対して、人々が自分たちの居場所を再編成しながら対抗していく実践の可能性を示唆するにとどめたい。[71]

猛スピードで移動している人々は、すれ違う他者の顔をはっきりと見ることができない。他者の顔をみて話ができるようになるのは、お互いがスピードを緩めて（ゆとりをもって）、立ち止まったときである。たとえネオリベラル／フレクシブルな超市民としてやってきた人々でも、立ち止まり、人とつながり、歓待を受け、それに感謝することで、そこを自分の居場所、すなわち「第二の故郷（ホーム）」と、一時的にでも感じるかもしれない。そのとき、ネオリベラリズム／グローバリズムによって分断されたシティズンシップが修復される抵抗の契機が生じる。つまりなるべく多くの人々にその社会を「ホーム」と感じてもらう仕掛けをつくることが、ネオリベラリズム／グローバリズムによる時間短縮＝効率化からゆとりと居場所を守る戦略となる。

このオルタナティブなストーリーは、シンプルであるがゆえに身近な場所での実践に開かれている。身近な場所での抵抗が社会全体に影響を及ぼす可能性を、どこまで信頼することができるのか。それが、いま私たちに問われているのだろう。

（1）グローバリゼーションは「資本主義市場経済の拡大とともに国境を含むあらゆる境界がゆらぎ、世界中で政治・経済・社会・文化の相互浸透・相互依存が進行する過程」と定義される（塩原良和『共に生きる――多民族・多文化社会における対話』弘文堂、二〇一二年、六五頁）。

（2）ジョン・アーリ（吉原直樹監訳）『社会を越える社会学――移動・環境・シティズンシップ』（新装版）法政大学出版局、二〇一一年、二一八―二三〇頁。

（3）ましこ・ひでのり『加速化依存症――疾走／焦燥／不安の社会学』三元社、二〇一四年。

（4）本稿において「場所（place）」とは人々によって意味づけられた空間（space）、すなわち、人々によって日常化された空間のことをいう。以下を参照。Perkins, Harvey C. and David C. Thorns, 2012, *Place, Identity and Everyday Life in a Globalizing World*. New York: Palgrave Macmillan. イーフー・トゥアン（山本浩訳）『空間の経験――身体から都市へ』筑摩書房、一九九三年、一一―二〇頁。

（5）Cantle, Ted, 2014, "National Identity, Plurality and Interculturalism," *The Political Quarterly*, Vol. 85, No. 3, pp. 312–319. United Nations Education, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), 2013, *Intercultural Competences: Conceptual and Operational Framework*. UNESCO. Weinstock, Daniel, 2013, "Interculturalism and multiculturalism in Canada and Quebec: Situating the Debate," Balint, Peter and Sophie Guérard de Latour eds., *Liberal Multiculturalism and the Fair Terms of Integration*. New York: Palgrave Macmillan, pp. 91–107.

（6）Skrbiš, Zlatko and Ian Woodward, 2013, *Cosmopolitanism: Uses of the Idea*. London: Sage, pp. 2–3.

（7）「マジョリティ（マイノリティ）」の概念については以下を参照。大沢真幸・塩原良和・橋本努・和田伸一郎『ナショナリズムとグローバリズム――越境と愛国のパラドックス』新曜社、二〇一四年。

（8）山崎望『来たるべきデモクラシー――暴力と排除に抗して』有信堂高文社、二〇一二年、九―三五頁。
（9）アーリ前掲書、二〇〇頁。
（10）同右書、二七六―二八一頁。
（11）本論文では「自律」を、経済的に他者に依存しないこと（自活・自立）ではなく、個人の自己決定可能性としてとらえる。
（12）ナンシー・フレイザー／アクセル・ホネット（加藤泰史監訳）『再配分か承認か？――政治・哲学論争』法政大学出版局、二〇一二年、三三―三六頁。
（13）同右書、四三頁。
（14）ジョン・アーリ（吉原直樹・伊藤嘉高訳）『モビリティーズ――移動の社会学』作品社、二〇一五年、二七八―二八二頁。
（15）デレック・ヒーター（田中俊郎・関根政美訳）『市民権とは何か』岩波書店、二〇〇二年、一六四―一八六頁。サスキア・サッセン（伊藤茂訳）『領土・権威・諸権利――グローバリゼーション・スタディーズの現在』明石書店、二〇一一年、三〇九頁。
（16）T・H・マーシャル／トム・ボットモア（岩崎信彦・中村健吾訳）『シティズンシップと社会的階級――近現代を総括するマニフェスト』法律文化社、一九九三年、一五―一九頁。
（17）同右書、四〇―六一頁。
（18）武川正吾『連帯と承認――グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会、二〇〇七年、一―三二頁。
（19）G・エスピン-アンデルセン（渡辺雅男・渡辺景子訳）『福祉国家の可能性――改革の戦略と理論的基礎』桜井書店、二〇〇一年、九七頁。
（20）G・エスピン-アンデルセン（岡沢憲芙・宮本太郎監訳）『福祉資本主義の三つの世界――比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、二〇〇一年、二三―二五頁。
（21）ジェラード・デランティ（山之内靖・伊藤茂訳）『コミュニティ――グローバル化と社会理論の変容』NTT出版、二〇〇六年、六八頁。

(22) 同右書、二六〇―二七二頁。

(23) ロバート・パットナムによれば、社会関係資本とは「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」である。社会関係資本には集団の構成員内部の互酬性を強化する「結束型」と、外部資源との連携や情報交流を促進する「橋渡し型」がある（ロバート・D・パットナム（柴内康文訳）『孤独なボウリング――米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房、二〇〇六年、一四―二〇頁）。

(24) Rose, Nikolas, 1999, *Powers of Freedom: Reframing Political Thought*. Cambridge/New York: Cambridge University Press, pp. 172-175.

(25) デランティ前掲書、二三三―二五八頁。

(26) 前掲注（23）参照。

(27) 梶田孝道『エスニシティと社会変動』有信堂高文社、一九八八年、一六―六五頁。

(28) ウィル・キムリッカ（岡崎晴輝ほか監訳）『土着語の政治――ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』法政大学出版局、二〇一二年、二三―五四頁。

(29) ヒーター前掲書、三一―四四頁。

(30) ナンシー・フレイザー（仲正昌樹監訳）『中断された正義――「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房、二〇〇三年、一九―六二頁。

(31) 大澤ほか前掲書、二五〇―二五一頁。

(32) ウィル・キムリッカ（角田猛之ほか監訳）『多文化時代の市民権――マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房、一九九八年。

(33) Fleras, Augie, 2009, *The Politics of Multiculturalism: Multicultural Governance in Comparative Perspective*. New York: Palgrave Macmillan. キムリッカ二〇一二年前掲書、二一七―二四九頁。ミシェル・ヴィヴィオルカ（宮島喬・森千香子訳）『差異――アイデンティティと文化の政治学』法政大学出版局、二〇〇九年、九九―一二七頁。

(34) キムリッカ二〇一二年前掲書、二三〇―二三一頁。

(35) 塩原良和『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義――オーストラリアン・マルチカルチュラリズムの変容』三

元社、二〇〇五年、四一―七九頁。

(36) キムリッカ二〇一二年前掲書、五九頁。

(37) 同右書、五五―七〇頁。

(38) ガッサン・ハージ（保苅実・塩原良和訳）『ホワイト・ネイション――ネオ・ナショナリズム批判』平凡社、二〇〇三年、二四四―二四七頁。

(39) テッサ・モーリス=スズキ『批判的想像力のために――グローバル化時代の日本』平凡社、二〇〇二年、一四二―一六六頁。フレイザー二〇〇三年前掲書、一九―六二頁。

(40) ジョージ・リッツア（正岡寛司監訳）『マクドナルド化する社会』早稲田大学出版部、一九九九年。

(41) 武川正吾『政策志向の社会学――福祉国家と市民社会』有斐閣、二〇一二年、四六―四七頁。

(42) デヴィッド・ハーヴェイはネオリベラリズムを「強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論」と定義した（デヴィッド・ハーヴェイ（森田成也ほか訳）『新自由主義――その歴史的展開と現在』作品社、二〇〇七年、一〇頁）。また本論文ではグローバリズムを、世界が単一のグローバル市場に包含され、国民国家の政治的権威が低下することで「ボーダーレス化」し、そのなかで人々が自由な経済競争に参加すること（「フラット化」）が人々の生活全般を大きく変えていくことを、不可避であり、なおかつ好ましいものとみなす主張と定義する（Lemert, Charles et al. eds., 2010, *Globalization: A Reader*. London/New York: Routledge, pp. 204-205.）。

(43) 武川二〇〇七年前掲書、八二―八八頁。

(44) ナンシー・フレイザー（向山恭一訳）『正義の秤――グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版局、二〇一三年、一六四―一六八頁。

(45) ミシェル・フーコー（慎改康之訳）『生政治の誕生――コレージュ・ド・フランス講義１９７８―１９７９年度』筑摩書房、二〇〇八年。

(46) アイファ・オング（加藤敦典ほか訳）『《アジア》、例外としての新自由主義――経済成長は、いかに統治と人々

に突然変異をもたらすのか?』作品社、二〇一三年、二〇頁。

(47) フレイザー二〇一三年前掲書、一七四―一七五頁。

(48) 同右書、一七七頁。

(49) Rose, op. cit., pp. 167–176.

(50) Ibid., p. 176.

(51) ガッサン・ハージ（塩原良和訳）『希望の分配メカニズム――パラノイア・ナショナリズム批判』御茶の水書房、二〇〇八年、一六九―一八八頁。

(52) オング前掲書。

(53) ニール・スミス（原口剛訳）『ジェントリフィケーションと報復都市――新たなる都市のフロンティア』ミネルヴァ書房、二〇一四年、三四九―三八九頁。

(54) ジグムント・バウマン（奥井智之訳）『コミュニティ――安全と自由の戦場』筑摩書房、二〇〇八年、一五一―一六九頁。

(55) Hage, Ghassan, 2015, *Alter-Politics: Critical Anthropology and the Radical Imagination*. Carlton, VIC: Melbourne University Press, pp. 33–45.

(56) 宮島喬ほか編『国際社会学』有斐閣、二〇一五年、一〇八―一〇九頁。

(57) たとえばオーストラリア先住民族政策における事例として以下を参照。塩原良和「先住民族の自己決定とグローバリズム――オーストラリアからの示唆」上村英明・木村真希子・塩原良和編著／市民外交センター監修『市民の外交――先住民族と歩んだ30年』法政大学出版局、二〇一三年、一八九―二〇一頁。

(58) ＧＭＭＣについては以下の文献で理論的検討を加えた。塩原良和「グローバル・マルチカルチュラル・ミドルクラスと分断されるシティズンシップ」五十嵐泰正・明石純一編著『「グローバル人材」をめぐる政策と現実』明石書店、二〇一五年、二二二―二三七頁。

(59) 町村敬志「グローバルシティ東京と『特区』構想――『国家戦略特区』の隠れた射程を考える」五十嵐泰正・明石純一編著『「グローバル人材」をめぐる政策と現実』明石書店、二〇一五年、一九〇―二〇四頁。

(60) オング前掲書。
(61) Rose, op. cit., pp. 165–166.
(62) McNevin, Ann, 2011, *Contesting Citizenship: Irregular Migrants and New Frontiers of the Political*. New York: Columbia University Press, p. 64.
(63) Ibid., p. 61.
(64) Ong, Aihwa, 1999, *Flexible Citizenship: the Cultural Logics of Transnationality*. Durham: Duke University Press, p. 112.
(65) Urry, John, 2014, "The Super-Rich and Offshore Worlds," Birtchnell, Thomas and Javier Caletrio, eds., *Elite Mobilities*. London: Routledge, pp. 226–240. McNevin, op. cit., pp. 46–53.
(66) ジョルジョ・アガンベン（上村忠男・中村勝己訳）『例外状態』未來社、二〇〇七年。
(67) Johnson, Heather L., 2014, *Borders, Asylum and Global Non-Citizenship: The Other Side of the Fence*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 1–12.
(68) オーストラリアにおける事例研究として、以下を参照。塩原良和「エスニック・マイノリティ向け社会政策における時間／場所の管理――オーストラリア先住民族政策の展開を事例に」『法学研究』八六巻七号、二〇一三年、一二五―一六四頁。
(69) Cohen, Elizabeth F., 2009, *Semi-Citizenship in Democratic Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
(70) Hage, op. cit., pp. 13–32.
(71) オーストラリアにおける事例研究として、以下を参照。Harris, Anita, 2013, *Young People and Everyday Multiculturalism*. New York/London: Routledge.